

令和7年度 第2回 鳴門市医療的ケア運営協議会 会議録

【日 時】 令和7年8月28日(木) 午後4時15分～

【場 所】 鳴門市役所 305会議室

【出席者】 会員9名、関係課・事務局職員5名

【欠席者】 0名

【傍聴者】 2名

概 要

1 開会

2 議事

(1) 第1回鳴門市医療的ケア運営協議会について

第1回鳴門市医療的ケア運営協議会（令和7年7月31日開催）の会議録について、事務局より説明を行った。

(2) 鳴門市保育所等における医療的ケア児受け入れに関するガイドライン（案）について

鳴門市保育所等における医療的ケア児受け入れに関するガイドライン（案）について、前回会議で各会員からいただいた意見、提案を踏まえての修正箇所及び各種様式について事務局より説明を行った。

（会員）

保護者が利用申込をした結果として「受入困難」となった場合は「保留」や「他支援・サービスの検討」とあるが、医療的ケア児の受け入れが困難な場合は、どのような状況が考えられるか。また、「受入困難」となった場合は、そこで検討が終了するのか、当該児童について、何か医療的ケアの状況等が途中で変化した場合はどうなるのか。

（事務局）

「受入困難」となった場合、保護者への保留通知に受け入れが困難な理由を記載し通知するようになるが、その理由が、「鳴門市として希望する医療的ケアを実施できる施設がない」、となると待っていただいても利用を案内することができないため、他のサービスを案内することになると考える。また、「施設の受入定員を超える」場合や「加配職員の配置が困難である」となった場合は、定員に空きができたり、職員が雇用出来たり復職出来たりすれば受け入れられることがあるかもしれないが、医療的ケア児以外の利用でも希望する施設が定員や保育士等の配置の都合で受け入れができない場合は期限を示さずにお待ちいただいている。申請の取り下げがない限り、年度内は毎月審査対象となり、毎月理由を付した保留通知を送付している。

現状として、鳴門市ではいずれの施設でも保育士不足を抱えている状況のため、年度途中で保育士が雇用できるケースが少なく、しっかりとした加配保育士等が必要な医療的ケア児の受け入れについては、「原則年度当初からの受け入れ」とさせていただいているが、年度途中での受け入れを否定するものではない。

(会員)

受け入れた医療的ケア児の状況について、「他の保護者・利用児童への説明」とあるが、デリケートな問題であるので医療的ケア児の保護者としっかり相談して公表の方法を考えるべき。

(事務局)

他の保護者等への説明は、具体的な病名等は伏せるなど個人情報への配慮が必要と考えるが、使用している器具等について他児が興味本位で触らないよう家庭でもお話していただくなど、安全な保育のためには、ある程度の情報共有が必要と考える。説明や公表にあたっては、医療的ケア児の保護者と相談することを想定している。

(会員)

こどもが一度で理解するのは難しいと考える。こども向けの紙芝居等もあるのでそういったものを使ってもらっても良いと考える。

(会員)

アレルギーの内容について、家庭での認識と実際の検査結果に差異がある場合がある。検査は受けてもらった方が良いと考える。

(事務局)

医療的ケア児に限らず、アレルギー対応が必要な児童については医療機関で検査を受けていただき、医師の指導表を施設に提出いただいている。当該文書料は保険適用となっているためはぐくみ医療（乳幼児医療）の対象となる。

(会員)

ガイドライン様式内、主治医の意見書、指示書様式について、より詳細な記載が必要と思われる項目がある。

(事務局)

いただいた意見を踏まえて、様式に追記、修正をする。

(会員)

ガイドライン記載の利用開始の流れがわかりにくい。原則4月からの利用となっているが、それに間に合うために、保護者はいつ頃から市に相談すればよいか、どのタイミングで何をすればよいか、今のガイドラインの記載では分かりにくい。

(事務局)

利用者目線でわかりやすいよう、に大まかな期日の目安も入れた記載に改める。

(会員)

医療的ケア実施記録が保護者へ提供されるようになっていないが、保護者に詳細を知らせる必要

がある。また実施記録とは別に書類を作成すると現場職員の負担が大きいと考えるので、実施記録をそのまま活用してもいいのでは。

(事務局)

医療的ケアの実施記録を保護者に提供できるよう改めたい。

(会員)

保護者が記載する児童の調査票について、ここで例示されている内容以外でも様々な発達段階や児童ひとりひとり保護者が記載したい内容があると思うので、そういった欄を追加してはどうか。

また家庭での1日の流れについても、保育時間帯だけでなく、夜間等の生活も日中の保育の参考になるため、24時間の状況を記載できるようにしてはどうか。

(事務局)

保護者が自由に記載できる欄を追加し、家庭での1日の生活の流れについても24時間記載できるよう様式を改める。

(会員)

医療的ケア児の受け入れや環境整備に対し、市から施設への補助はあるのか。また、その場合、補助を使って看護師の雇い入れは可能か。

(事務局)

市から施設への補助はある。また当該補助を使って看護師の新たな雇い入れも可能。

(会員)

施設の看護師への研修や教育等で訪問看護ステーションの協力を受けながら事業を進めていく必要があるのではないか。看護師の確保も厳しい状況が想定されるため市で支援をしていくべきでは。

(事務局)

訪問看護事業所を活用する方向で考えていきたい。今後、費用や頻度（規模）について市で調整する。

(会員)

医療的ケア児受け入れ施設の職員に対する研修について、ガイドラインに明確に記載が必要ではないか。研修は市単位での実施は困難だと思うので県にも協力してもらって、他市町村も受講できるようにしたらよい。県にも相談してみる。

(事務局)

研修について、改めてガイドラインに県研修を活用するよう記載するようにする。

(会員)

医療的ケア児は利用申請の際、受入可否は別として、加対象となるのか。

(事務局)

優先利用の加対象となる。

(会員)

医療的ケア児の受け入れる体制にない保育所等を当該児童が希望した場合、どうなるのか。

(事務局)

医療的ケア児は保育所等の利用の優先順位が高いが、受入ができない施設への案内はできないので、第一希望ではなく受入可能な第2希望以降の施設を案内する場合もあると考える。

(会員)

災害時の対応について、市としては各保育所等の避難場所等は把握しているのか。

(事務局)

市内保育所等に調査を行い、把握している。

(会員)

現場として、災害時の行動等について様々なマニュアルはあるが、個々の状況に応じた個別マニュアルが提示されそれを活用している状況。いざというときに「ここを見て」、「あそこを見て」とならないようひとまとまりの災害時マニュアルが作成できればと思う。

(会長)

本日、会員から出た意見をまとめて、次回会議で審議したい。

3 その他

次回の会議について、10月9日に第3回審議会を予定していることを説明。

4 閉会